

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年5月15日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区国民健康保険特定保健指導委託（単価契約）

(2) 業務内容

世田谷区国民健康保険特定保健指導の委託。

詳細は実施説明書を参照

(3) 履行期間

令和5年9月1日～令和11年3月31日

契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件とする。

2 参加資格

特定保健指導の実施に意欲を有する法人等の団体であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 官公庁による特定保健指導の実績があること
- (6) 世田谷区が実施会場への立入検査またはオンラインでの面談を希望した際は応じること

3 提案書の提出者を選考するための基準

参加表明書等により、応募資格、本件への取組方針、関連事業の実績等を審査したうえで、応募資格を満たし、必要な実績を有すると認められる事業者を提案書の提出者として選定する。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。また、取組みへの意欲等を総合的に評価するためプレゼンテーションを実施する。

< 評価項目及び評価の視点 >

No.	評価項目	評価の視点
-----	------	-------

1	応募理由	受託に対する意気込みは感じられるか
2	事業への基本的な考え方	事業の理念を反映し、課題認識が十分か
3	これまでの実績	特定保健指導等、生活習慣病予防に資するような保健指導業務の実績は豊富であるか
4	実施体制	職員体制は十分か（職種・人数・経験等）
		特定保健指導の実施が可能な日時・場所等、対象者の利便性を確保しているか
5	研修体制	従業員の研修を実施しているか
6	予約、苦情等への対応体制	対象者からの予約や問い合わせへの対応体制は十分か
7	個人情報保護	個人情報保護や守秘義務に関する具体的な対策が示されているか
8	安全管理体制	事故防止の方法及び事故発生時の対応策について具体的な対策が示されているか
9	特定保健指導プログラムの内容	特定保健指導の専門性は十分か
		効果的な実施方法であるか（利用者が継続しやすい仕組み等）
		教材の内容は充実しているか
10	プレゼンテーション	総合評価 及び ヒアリングに対する回答内容

5 手続等

(1) 担当部課

保健福祉政策部国保・年金課特定健診係（第2庁舎3階）

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2936

FAX 03(5432)3005

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和5年5月15日（月）～令和5年5月29日（月）

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

交付場所 保健福祉政策部国保・年金課窓口及び世田谷区ホームページ掲載

交付方法 保健福祉政策部国保・年金課窓口の配布及び世田谷区ホームページからのダウンロード（いずれも無償配布）

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和5年5月29日（月）

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 保健福祉政策部国保・年金課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 令和5年7月11日（火）

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

提出場所 保健福祉政策部国保・年金課

提出方法 持参又は郵送（締切日必着。郵送は、締切日必着の書留郵便に限る）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第1順位の提案者を委託先の第1候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

- ・参加申込書及び提案書の作成並びに提出にかかる費用は、参加者の負担とする。

(4) 記載内容の変更について

- ・参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了承を得なければならない。
- ・関連情報を入手するための照会窓口：【説明書の交付期間、場所及び方法(2)】と同じ

(5) 提案者の失格について

- ・参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
- ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) その他詳細は説明書による。